

**平成 31 年度県立十日町総合高等学校 2 学年修学旅行業務  
委託業者選定プロポーザル実施要項**

**1 業務の概要**

(1) 業務名

平成 31 年度県立十日町総合高等学校 2 学年修学旅行業務

(2) 目的

本業務は、本校 2 学年次に実施する研修旅行の企画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、修学旅行の目的を達成することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙仕様書の通り

(4) 委託期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

**2 見積限度額**

1 2 5, 0 0 0 円 (税込み、事前学習会経費等を含む)

※ただし旅行実施時までには消費税増税の際も、予算内であること

**3 資格要件**

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立がなされていない者 (会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。) であること
- (3) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないものであること。

**4 説明会**

募集公示後、随時実施する。説明会参加を希望する場合は、平成 30 年 1 月 11 日 (木) までに、団体名、参加者名、連絡先電話番号、F A X 番号、e-mail アドレスを F A X でご連絡願います。

**5 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知**

(1) 参加申込

別紙様式 1 「参加申込み」を提出すること。

申込期限：平成 30 年 1 月 12 日（金）15 時【必着】

申込先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、平成 30 年 1 月 15 日（月）まで提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

## 6 募集要項の内容について質問の受け付け及び回答

(1) 本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」（様式任意）を提出すること。

・質問提出期限：平成 30 年 1 月 18 日（木）午後 4 時【必着】

・申込先：問合せ先に同じ

・提出方法：持参、郵送又は F A X（電話や口頭での質問は受け付けない）

(2) 質問への回答について

・回答日：平成 30 年 1 月 19 日（金）

・回答先：上記 5 により申込みのあった全参加者

## 7 提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること

(イ) 提案書は A 4 版とし、表紙に「平成 31 年度県立十日町総合高等学校 2 学年修学旅行業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文書サイズは 10 ポイント以上にすること。

(ウ) 参加者は、1 つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 旅程表

ウ 見積書

見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。（任意様式）

(2) 提出期限等

期限：平成 30 年 1 月 19 日（金）

提出先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による

## 8 ヒアリングの実施

提案者は、平成 30 年 1 月 24 日（水）に開催する審査委員会において、ヒアリングを実施するものとする。なお、詳細については別途通知する。

## 9 審査要領

### (1) 審査方法

(2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

### (2) 評価基準

項目	審査基準	配点
企画内容	成果が期待される提案内容であるか	30
業務遂行能力	委託業務を確実に遂行する能力があるか	10
	業務の実施体制は整っているか	
事業実績	本業務に対する取り組み実績は豊富か	5
経費	企画内容に対して妥当な経費内訳となっているか	5

## 10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

## 11 日程

募集公示	平成30年1月9日(火)
説明会	公示後随時
参加申込み	平成30年1月12日(金)
参加資格の審査・確認結果通知	平成30年1月15日(月)
企画提案書の提出期限	平成30年1月19日(金)
ヒアリング実施	平成30年1月24日(水)
審査委員会	平成30年1月24日(水)
契約	平成30年1月29日(月)

## 12 契約の締結

県立十日町総合高等学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。(契約書の作成要)ただし、その者が地方自治法施行令第167条4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 13 問合せ先

〒948-0055 新潟県十日町市高山461

県立十日町総合高等学校 担当：河合浩光

電話番号 025(752)3186 FAX 025(752)9342

#### 14 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際は、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式2「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 期限後に提案書を提出した者

## 別紙

### 平成 31 年度県立十日町総合高等学校 2 学年修学旅行

## 仕様書

#### 1 旅行期間

平成 31 年 12 月 3 日（火）～ 12 月 6 日（金） 3 泊 4 日

#### 2 旅行先

沖縄県または九州北部

#### 3 予定人数

207 人（生徒 200 人、引率教員 7 人）

#### 4 予算

生徒一人あたり 125,000 円以内（税込み、事前学習会経費を含む）

※ただし、旅行実施時までに消費税増税の際も、予算内であること。

#### 5 旅行企画

##### (1) 次の目的が達成できる旅行企画とすること。

ア 戦跡の見学や戦争講話などを通じて、戦争の悲惨さと平和の尊さについて学ぶ。

イ 自然、風土、文化、歴史、産業にふれ、その特色を理解する。

ウ 民泊体験により、現地の生活を体験するとともに、住民との交流を深める

##### (2) 交通手段について

- ・往路は、越後湯沢→東京は新幹線、羽田空港→現地空港は飛行機を利用する。
- ・往路の飛行機は、同一便に全員が搭乗できることが望ましい。
- ・復路は、現地空港→羽田空港は飛行機、羽田空港→解散地までは借り上げバスを利用する。
- ・復路の飛行機は、同一便に全員が搭乗できることが望ましい。

##### (3) 平和学習について

- ・日程の前半で実施する。
- ・戦争の講話を実施する。
- ・入壕体験あるいは産業遺産見学を実施する。

##### (4) 民泊体験について

・1泊は民泊体験を実施する予定だが、実施しない場合もある。民泊においても平和学習プログラムが入っているとよい。

##### (5) 添乗員、看護師について

- ・3人以上の添乗員が、全日程同行する。
- ・1人以上の看護師が同行する。ただし現地対応のみも可とする。

##### (6) その他

- ・上記仕様以外に、業者独自の付加価値・サービスを提案すること。
- ・事前学習の企画内容も提案すること。

平成 30 年 1 月 日

県立十日町総合高等学校長 様

住所  
商号又は名称  
代表者名

平成 31 年度県立十日町総合高越学校 2 学年修学旅行業務  
公募型プロポーザル参加申込書

標記の業務について、公募型プロポーザルの参加を申し込みます。  
また、下記事項に相違ないことを誓います。

《資格要件に従って記載します》

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立がなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立がない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
F A X  
E-Mail

別紙様式 2

平成 30 年 1 月 日

県立十日町総合高等学校長 様

住所  
商号又は名称  
代表者名

平成 31 年度県立十日町総合高越学校 2 学年修学旅行業務  
公募型プロポーザル参加申込辞退書

平成 年 月 日付で参加申込を行った標記プロポーザル協議について、下記の理由により参加を辞退します。

理由：